

○浦添市水道事業給水条例施行規程

昭和47年 5 月14日

水道事業管理規程第10号

改正 昭和50年 4 月 1 日水道事業管理規程第 1 号
昭和51年11月 1 日水道事業管理規程第 4 号
昭和58年 8 月 1 日水道事業管理規程第 7 号
昭和59年 3 月27日水道事業管理規程第 3 号
昭和59年 4 月 5 日水道事業管理規程第 5 号
昭和59年 9 月 1 日水道事業管理規程第 8 号
昭和60年 6 月18日水道事業管理規程第10号
昭和60年 9 月30日水道事業管理規程第12号
昭和62年 3 月19日水道事業管理規程第 5 号
平成 6 年 8 月12日水道事業管理規程第12号
平成 8 年 3 月13日水道事業管理規程第 1 号
平成10年 3 月20日水道事業管理規程第 1 号
平成15年 3 月20日水道事業管理規程第 1 号
平成17年 3 月22日水道事業管理規程第 1 号
平成20年 3 月17日水道事業管理規程第 3 号
平成29年11月 1 日水道事業管理規程第 5 号
令和元年 9 月13日水道事業管理規程第 1 号
令和 2 年 3 月 2 日水道事業管理規程第 2 号

注 平成29年11月から改正経過を注記した。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第10条）
- 第 2 章 給水装置の工事（第11条—第16条）
- 第 3 章 給水（第17条—第22条）
- 第 4 章 料金（第23条—第28条）
- 第 5 章 管理（第29条・第30条）
- 第 6 章 小規模貯水槽水道（第31条）
- 第 7 章 補則（第32条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この規程は、浦添市水道事業給水条例（昭和47年条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（給水装置に関する事務代行）

第3条 給水装置所有者の所在が不明で給水装置に関する事務を処理することができないときは、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は家屋又は土地の所有者、水道使用者、その他利害関係者の申請によりその所在が判明するまで申請人をして所有者のなすべき事務を代行させることができる。

（届出）

第4条 給水を受けている者又は受けようとする者が、次の各号の一に該当する場合には、速やかに届出なければならない。

- (1) 水道使用を開始するとき。
- (2) 水道使用を停止するとき。
- (3) 水道使用者が名義を変更しようとするとき。
- (4) 水道の用途を変更しようとするとき。
- (5) 連合用の適用を受けようとするとき。

（所有権譲渡の届出）

第5条 給水装置の所有者は、その設備を譲渡したときは速やかに双方連署して届出なければならない。

（利害関係人等の異議にかかる処理責任）

第6条 給水装置工事の施行について利害関係人その他の者に異議があるときは、工事申込者の責任において処理しなければならない。

（分岐引用者への通知）

第7条 分岐引用させてある給水装置所有者が給水装置の撤去又は、分岐引用者が給水不能となる設備変更を請求するときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。

2 分岐引用者は、前項の通知を受けたとき、30日以内にその設備を改造するか、又は、給水装置取得の手続をしないときは、水道の使用を廃止したものとする。

第8条 削除

（配水管の布設なき箇所における給水装置の請求）

第9条 配水管の布設なき箇所においては、給水装置新設の請求を拒絶することができる。ただし、請求者において配水管及びその布設工費を負担するときは、この限りでない。

(身分証明書の携帯及び提示)

第10条 検針メーターを検針するとき、又は使用料を徴収するときは、身分証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(平29水管規程 5 ・ 一部改正)

第 2 章 給水装置の工事

(給水装置使用資材)

第11条 管理者は、条例第 7 条第 2 項に規定する設計審査又は工事検査において、浦添市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第 6 条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(令元水管規程 1 ・ 令 2 水管規程 2 ・ 一部改正)

(給水管の口径)

第12条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して決めなければならない。

(工事内容の変更又は取消の届出)

第13条 給水装置工事の請求者は工事の内容を変更し、又は工事の取消をしようとするときは、遅滞なく管理者に届出なければならない。

第14条 削除

(給水装置の位置)

第15条 給水装置の位置は、請求者がこれを指定しなければならない。ただし、指定の位置が不適當である場合は、これを変更させることができる。

第16条 削除

(平29水管規程 5)

第 3 章 給水

(給水の申込)

第17条 条例第11条に規定する給水の申込は、「給水装置使用者所有者名義変更届」をもって行う。

(市メーターの貸与区分)

第18条 市メーターは、設計審査により使用水量を推測して、口径別に貸与する。

2 前項により市メーターを貸与した場合は、「市メーター出庫伝票」の所定の欄に署名しなければならない。

(平29水管規程 5 ・ 一部改正)

(検針)

第19条 検針メーターは、隔月の定例日に検針する。ただし、やむを得ないときは、定例日を変更することができる。

2 検針メーターを検針したときは、検針票（料金のお知らせ）を交付する。

3 管理者は、検針メーターごとに条例第19条に規定する水道料金を請求する。

(平29水管規程 5 ・ 令元水管規程 1 ・ 一部改正)

(市メーターの設置位置等)

第20条 市メーターは、次に定める基準に基づき設置する。ただし、各戸検針及び各戸徴収契約を締結する各戸（共用栓及び散水栓を含む。）に設置する市メーターは除く。

(1) 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
(敷地境界線より150センチメートル以内)

(3) 検針及び取替え作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

2 既設市メーターの位置が、市の責任によらないで検針上不適當となり、又は管理上不適當となったときは、原因者の負担においてこれを変更させることができる。

(平29水管規程 5 ・ 一部改正)

(市メーターの故障による使用水量の認定)

第21条 条例第22条第1号及び第3号の規定による使用水量の認定は、前4月間における使用量その他の事実を斟酌して行う。

(平29水管規程 5 ・ 一部改正)

(料率の異なる2種以上の用途の認定方法)

第22条 1個の検針メーターで料率の異なる2種以上の用途を認定するときは、それぞれの用途の戸数による対比及びそれぞれの用途の使用水量の形態等を勘案し、その都度管理者が用途を認定するものとする。

(平29水管規程 5 ・ 一部改正)

第4章 料金

(用途の種類)

第23条 条例第20条に規定する営業用の種別は次のとおりとする。

(1) 醸造業

- (2) 清涼飲料造業
- (3) 飲食店
- (4) 理髪業
- (5) 料理店
- (6) 旅館
- (7) 製氷業
- (8) 洗濯業
- (9) 染色業
- (10) 鮮魚店及び加工業
- (11) 銀行会社
- (12) 劇場
- (13) 諸市場
- (14) 貸自動車業
- (15) 私設病院
- (16) その他これに類似する業態において使用するもの
(料金の認定)

第24条 用途の届出が事実と相違するときの料金は、管理者の認定により徴収する。

- 2 条例第20条に規定する連合用の料金計算の基礎世帯は、共同住宅内に生活を根拠としない店舗等を除いた世帯数とする。

(算定基準に相違のある料金の精算)

第25条 料金を納付した後その算定基準に相違があったときは、翌月分において精算する。ただし、管理者が必要と認めるときは、還付することができる。

(料金の徴収)

第26条 料金、その他納付金は、納付通知書により徴収する。

- 2 滞納により給水停止処分を受けた場合は、滞納料金及び当該料金の次に到来する納入月分の料金と合わせて一括徴収することができる。

(概算料金)

第27条 条例第24条に規定する概算料金は、一律5万円とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、条例第21条に規定する料金を徴収することができる。

(概算料金の精算)

第28条 概算料金は、その用途が終了した時点で料金を一括して精算する。

- 2 給水と精算が2年度にまたがる場合は、精算時点の年度として処理する。
- 3 概算料金には利子を付さないものとする。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第29条 条例第28条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第30条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

第6章 小規模貯水槽水道

(小規模貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第36条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の管理及びその管理の状況に関する検査の実施は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の設置者と主たる利用者が同一の場合は、この限りでない。

(1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期に、管理者が認める者により行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号ウの規定にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

2 前項に定める水槽の掃除及び給水栓における水質検査等の費用は、設置者の負担とする。

第7章 補則

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者

が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 浦添市水道事業給水条例施行規則（1962年規則第2号）は廃止する。

附 則（昭和50年4月1日水道事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年11月1日水道事業管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年11、12月分（乙区域）の料金より適用する。

附 則（昭和58年8月1日水道事業管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日水道事業管理規程第3号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月5日水道事業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年3、4月分の料金から適用する。

附 則（昭和59年9月1日水道事業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月18日水道事業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日水道事業管理規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第28条の規定は、昭和60年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に改正前の第27条の規定により、納入している前納金の額は、この規程改正後の第27条第1項の規定による前納金とみなす。

附 則（昭和62年3月19日水道事業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年8月12日水道事業管理規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成17年3月22日水道事業管理規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日水道事業管理規程第3号）抄
（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日水道事業管理規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日水道事業管理規程第1号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日水道事業管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。